

# 行政通知の読み方・使い方

## 人材派遣を伴う地方創生応援税制（「企業版ふるさと納税（人材派遣型）」）の創設について

（令和2年10月13日閣副第1274号、府地事第687号、総行応第1777号 各都道府県知事、各指定都市市長、各市区町村長宛 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官、内閣府地方創生推進事務局長、総務省地域力創造グループ地域力創造審議官通知）

解説・若林 吾朗（総務省自治行政局 地域自立応援課主査）

### 1 はじめに

地方創生の推進に向けては、地方公共団体が、各分野で様々な知識や経験を培った専門人材を確保することが重要である。そこで、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の仕組みを活用して、専門的知識やノウハウを有する人材を、寄附を行う企業から地方公共団体等へ派遣することを通じて、地方創生のより一層の充実・強化を図ることを目的に、人材派遣を伴う地方創生応援税制として、「企業版ふるさと納税（人材派遣型）」という新たな類型を総務省地域力創造グループと内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局が連

携して昨年10月に創設し、各地方公共団体へ通知（令和2年10月13日付け閣副第1274号、府地事第687号、総行応第1777号、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官、内閣府地方創生推進事務局長、総務省地域力創造グループ地域力創造審議官通知。以下「本通知」という。）を発出した。本稿においては、本通知によって創設された「企業版ふるさと納税（人材派遣型）」の内容を解説することを主眼に置きつつ、そもそも「企業版ふるさと納税」とは何か、また「企業版ふるさと納税（人材派遣型）」の創設に至るまでの経緯も含めて紹介していく。

この連載では、自治体法務に関わる行政通知を取り上げ、通知の発出元に、発出の背景や読み方、使い方などを解説していただきます。

### 2 「企業版ふるさと納税」について

「企業版ふるさと納税」は、国が認定した地域再生計画に基づく地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して、企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除を行う仕組みである。今年度から制度を大幅に見直し、通常の寄附（寄附額の約3割が損金算入）と合わせた税の軽減効果が、寄附額の最大約6割から最大約9割にまで引き上げられ、実質的な企業の負担が約1割にまで圧縮されるなど、より使いやすい仕組みとなったところがある。

### 3 「企業版ふるさと納税（人材派遣型）」の創設経緯について

総務省ではこれまで、「ふるさと納税<sup>1</sup>」や「地

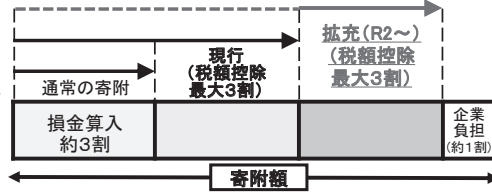
企業版ふるさと納税（制度の概要）

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除することで、志ある企業と地方公共団体との新たな官民のパートナーシップをはぐむ制度（平成28年度創設）

制度のポイント

- 企業が寄附しやすいよう、
  - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
  - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
- 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要

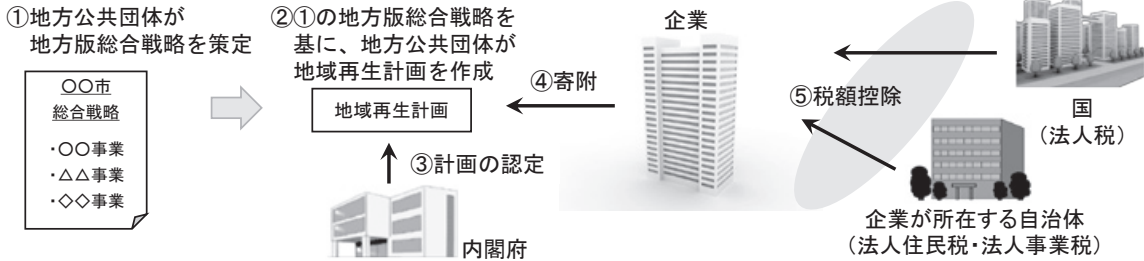
※ 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外。  
 ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。



例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減。

- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

活用の流れ



◆ 地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数: 46道府県899市町村(令和2年第3回認定後)

域おこし協力隊<sup>②</sup>など、地方創生に向けた施策に取り組んできたところ、特に「ふるさと納税」については、個人による寄附のみならず、2で述べた「企業版ふるさと納税」として、民間企業による寄附もその対象となるなど、これらを通じてふるさとを応援したい、ふるさとへ恩返しをしたいという機運が醸成されてきた。こうした機運も活かしながら、また、コロナ禍を受けて地方回帰への関心が高まっていることも踏まえ、都市部から地方部へのヒトの流れを更に大きなものにしていくことが重要との課題認識の下、今年度、長谷川岳総

務副大臣(当時)の下で「地域おこし協力隊等の今後に向けた意見交換会」が立ち上げられた。地域おこし協力隊員、地方公共団体職員、学識経験者、また関係機関の方々が参画された本意見交換会では、地域おこし協力隊の強化や活躍促進に向けた方策を検討するとともに、「地域活性化に向けた、都市部の企業から地方への人材還流の促進について」というテーマでも、現場目線での率直な議論が展開された。

最終回となる第3回意見交換会(令和2年7月31日)終了後の記者会見において、コロナ禍を踏まえた、都市部の企業人材を地方部に派遣する新たな仕組みとして「企業版ふるさと納税・ヒト版<sup>③</sup>」の創設が発表されたところである。インバウンド関連企業などにおいては、自社の事業がコロナ禍で大きな影響を受ける中、雇用を単に維持していただくだけでなく、より積極的に自社の人材に地方での活躍の場を用意したいという声がかれ始めていることや、また同じくコロナ禍を契機として、多くのビジネスマンにとってテレワークが身近になったことにより、都市部で働く必要性が感じられなくなってきたことなどから、そうした都市部から地方部への企業人材の潮流を更に加速させることを目指して創設されたものである。

## 4 「企業版ふるさと納税（人材派遣型）」の概要について

次に、「企業版ふるさと納税（人材派遣型）」の概要だが、2において紹介した「企業版ふるさと納税」において、企業から派遣人材の人件費を含む事業費への寄附があった年度に、当該企業の人材が寄附活用事業に従事する地方公共団体の職員として任用される場合などに、当該人件費相当額も含めて税負担を軽減する仕組み、それが「企業版ふるさと納税（人材派遣型）」である。

これにより、地方公共団体は、寄附金を活用して実施する事業に従事する専門人材を実質的な人件費負担なく受け入れることが可能となるほか、企業にとっても、自社の人材に地方での活躍の場を用意するに際し、人材育成や地域貢献の機会となることはもちろん、その人件費相当額を含む事業費への寄附により、その最大約9割に相当する額の法人関係税の軽減を受けることができるなど、送り手・受け手の双方にとってメリットがある仕組みとなっている。

実際に地方公共団体等が寄附企業の人材を受け入れるに当たって留意すべき事項として、今回大きく3点を掲げたい。

まず1点目として、地

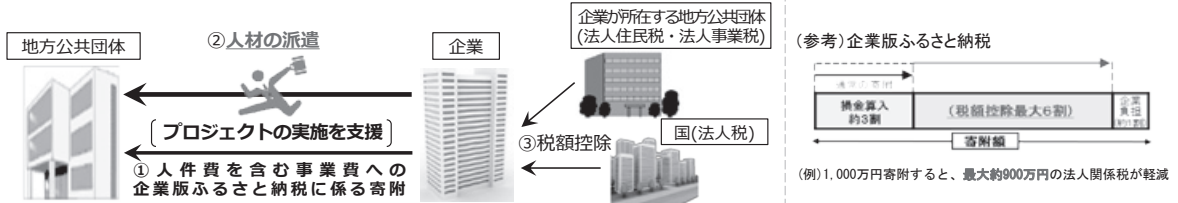
方公共団体等が、寄附企業から受け入れる人材に、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施に当たりその能力を十分に発揮してもらうとともに、円滑で適切な事業遂行を図る観点から、寄附を受けた地方公共団体としては、事前に寄附企業及び関係する各機関と協議し、当該人材がまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施において担う役割などについて合意した上で人材が受け入れられる必要がある。寄附企業から受け入れた人材に能力を十分に発揮してもらうのはもちろんのこと、事前に当該人材が担う役割を、当該人材も含めて関係者間で合意しておかないと、いざ着任してから「思っていた役割と違う」と双方のミス

### 企業版ふるさと納税（人材派遣型）の創設

※令和2年10月より

企業版ふるさと納税の仕組みを活用して、専門的知識・ノウハウを有する企業の人材の地方公共団体等への派遣を促進することを通じて、地方創生のより一層の充実・強化を図る

#### ○ 企業版ふるさと納税（人材派遣型）の基本スキーム



企業版ふるさと納税（人材派遣型）とは、企業から企業版ふるさと納税に係る寄附があった年度に、当該企業の人材が、寄附活用事業に従事する地方公共団体の職員として任用される場合のほか、地域活性化事業を行う団体等であって、寄附活用事業に関与するものにおいて採用される場合をいう

#### 地方公共団体のメリット

- 専門的知識・ノウハウを有する人材が、寄附活用事業・プロジェクトに従事することで、地方創生の取組をより一層充実・強化することができる
- 実質的に人件費を負担することなく、人材を受け入れることができる
- 関係人口の創出・拡大も期待できる

#### 企業のメリット

- 派遣した人材の人件費相当額を含む事業費への寄附により、当該経費の最大約9割に相当する税の軽減を受けることができる
- 寄附による金銭的な支援のみならず、事業の企画・実施に派遣人材が参画し、企業のノウハウの活用による地域貢献がしやすくなる
- 人材育成の機会として活用することができる

#### ○ 活用にあたっての留意事項(Q&Aにより地方公共団体に周知)

- ・ 国が認定した地域再生計画に基づくプロジェクトに対する寄附が対象
- ・ 地方公共団体は寄附企業の人材を受け入れること及び当該人材の受入期間を対外的に明らかにすることにより透明性を確保 など

マッチが発生してしまう可能性がある。これでは送り手側、受入側のお互いにとって損失である。

次に2点目として、当該人材が従事するま  
ち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施に  
当たり、当該地方公共団体の事務等について  
助言・サポートを行うよう努めるようにして  
いただきたい。当然であるが忘れてしまいが  
ちな点として、外部人材は地方公共団体等の  
内部事務等に精通していない。円滑な事業執  
行を進める観点からも、外部人材が着任した  
際に、議会のスケジュールや予算策定の流れ  
など、行政事務の基本についてしっかりと当  
該人材にレクチャーしていただきたい。

最後に3点目として、寄附企業の人材をま  
ち・ひと・しごと創生寄附活用事業に従事す  
る職員として任用又は採用することや、当該  
人材の受入期間について、当該地方公共団体  
が対外的に明らかにすることが望ましい。本  
スキームのつとり適正なプロセスで寄附企  
業の人材を受け入れていることを明らかに  
し、住民の疑念を招くことがないようにする  
ためである。なお、明らかにする内容、時期、  
方法については、個人情報保護に関する法令  
等を遵守した上で、それぞれの地域の実情に  
応じ適切に対応いただきたい。

## 5 おわりに

以上、「企業版ふるさと納税」とは何か、  
また「企業版ふるさと納税（人材派遣型）」  
の創設に至るまでの経緯、そして「企業版ふ  
るさと納税（人材派遣型）」の内容について  
解説してきた。現在、新型コロナウイルスが  
猛威を振るっており、密を避けて地方の環境  
を好む機運が高まってきている。またそうで  
なくとも、東京一極集中が進んでおり、加え  
て人材の流動性がまだまだ高いとは言えない  
我が国において、知見を有する企業人材の都  
市部と地方部間での環流を生み出していくこ  
とは喫緊の課題である。地方公共団体の御担  
当者の皆様におかれては、是非本制度の活用  
について御検討をいただければ幸いである。  
地域の重要課題の解決に向け、外部人材の知  
見を取り入れることにより、地域の明るい未  
来につなげていただければと考えている。

### 注

(1) 都道府県・市区町村に対して寄附（ふるさと納税）をすると、寄附（ふるさと納税）額のうち2000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される制度。平成20年に創設。

(2) 都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱し、隊員にはおおむね1年以上3年以下、地域に居住して各種の地域協力活動に従事してもらい、当該地域への定住・定着を図っていく制度。平成21年に創設。

(3) 記者会見時の名称。その後、「企業版ふるさと納税（人材派遣型）」を正式名称として本通知を发出了した。

### 通知

人材派遣を伴う地方創生応援税制（「企業版ふるさと納税（人材派遣型）」）の創設について

令和2年10月13日閣副第12774号、府地事第6877号、  
総行応第1777号 各都道府県知事、各指定都市市長、  
各市区町村長宛 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部  
事務局地方創生総括官、内閣府地方創生推進事務局長、  
総務省地域力創造グループ地域力創造審議官通知

平素より、地方創生の推進につきまして、御理解御協力を賜り感謝申し上げます。

地方創生の推進に向けては、地方公共団体が、各分野で様々な知識や経験を培った地方創生を担う専門人材を確保することが重要です。

このため、地方公共団体が、企業から地方

創生応援税制（企業版ふるさと納税）に係る寄附とあわせて、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に従事する専門的な知識やノウハウを有する人材を受け入れることを促進し、地方創生の取組をより一層充実・強化するため、人材派遣を伴う地方創生応援税制として、「企業版ふるさと納税（人材派遣型）」という新たな類型を設けました。

ついでに、別紙1のとおり、「企業版ふるさと納税（人材派遣型）」の概要についてお知らせするとともに、別紙2のとおり、「企業版ふるさと納税（人材派遣型）」に係るQ&Aを送付いたします。

なお、今回送付するQ&Aのほか、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）に係る関係法令等もあわせてご確認ください。

#### 【添付資料】

別紙1 企業版ふるさと納税（人材派遣型）

〔略〕※P83の資料と同様のもの

別紙2 まち・ひと・しごと創生寄附活用事

業に関するQ&A（企業版ふるさと納税（人

材派遣型）編 〔略〕

●第58号（2019年8月発売） 定価 1,265円（税込）

#### ・特集 子どもの見守りと自治体の役割

地域における子どもの見守りの現状と課題  
子どものいのちと福祉を支える取組と地方自治体の役割  
児童虐待防止法及び児童福祉法改正についての概観と今後  
自治体内弁護士から見た子どもの虐待問題の現状と課題

#### ・CLOSE UP 先進・ユニーク条例

倶知安町宿泊税条例  
京都市地域企業の持続的発展の推進に関する条例  
徳島県消費者市民社会の構築に関する条例

#### ・トピックス

「空き家対策に関する実態調査」の解説  
建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の解説  
「経営戦略策定支援等に関する調査研究会報告書」の解説

商品に関するご照会・お申込は、株式会社 ぎょうせい | フリーコール（通話料無料） | TEL：0120-953-431 | Web | URL：https://gyosei.jp  
受付時間：月～金 9時から17時 | FAX：0120-953-495 | サイト

